

第27回全九州カラーガード・パーカッションコンテスト

第9回カラーガード全国大会九州予選

実施要項・実施規定



九州マーチングバンド協会

実 施 要 項

■大会名称 第27回全九州カラーガード・パーカッションコンテスト

第9回カラーガード全国大会九州予選

■主旨 本協会の目的である「マーチングバンドの活動を通して豊かな情操と、音楽感性をはぐくみ、青少年の健全育成と心身の健全発達に寄与する」の精神のもと、九州各地より優れた団体が一同に集い、感動の演技を披露し合う中で、カラーガード・マーチングパーカッション活動の一層の充実向上と各団体相互の交流をはかり、音楽文化の向上を資することを目的とする。

■開催日時 2025年6月22日（日） 10：30開場 11：00開演（予定）

※参加団体数により変動する可能性があります。

■開催会場 唐津市文化体育館（〒847-0083 佐賀県唐津市和多田大土井1番1号）

■主 催 九州マーチングバンド協会

■主 管 福岡県マーチングバンド協会

■特別協賛 株式会社フォトクリエイト・株式会社ヤマハミュージックジャパン

■後 援 佐賀県・九州吹奏楽連盟

■種 目 ○カラーガード・パーカッションコンテスト・・・・カラーガード部門、パーカッション部門
ソロ部門、フェスティバル部門

○カラーガード全国大会九州予選・・・・カラーガード部門

■参 加 費 チーム 1名 1,500円

ソロ 1名 3,000円

■入 場 料 一般券 2,000円 小学生券（6歳以上小学生以下）500円

（当日券も同額。未就学児は膝上無料、席に座る場合は要小学生券。）

【参加資格】

- (1) 2025年5月16日現在、九州マーチングバンド協会に加盟登録していること。
- (2) 人数は自由とする。
- (3) 参加団体は、下記により登録すること。
〔1〕 参加団体は出場予定メンバーを参加申込書に添えて、
2025年5月16日（金）【消印有効・厳守】までに下記住所に郵送し、登録すること。
(※参加者データのメール送信、参加費振込など全ての手続きをこの日までに行う。)
《※申込書類送付先》
〒813-0042 福岡県福岡市東区舞松原3丁目1-15-103
小島 浩毅（事務局長自宅）TEL:080-1772-4928 FAX:092-719-1774
- 〔2〕 登録時に参加費を郵便局にて振り込むこと。
記号17470 番号45371561 九州マーチングバンド協会

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から振り込まれる場合

【店名】七四八（ナナヨンハチ） 【店番】748
【預金種目】普通預金 【口座番号】4537156

※人数、金額等間違いないようお願いします。期限を厳守してください。

- (4) 1団体より2チーム以上の参加をすることができる。ただし、メンバーは重複しないこと。また、全国大会への推薦は1団体より1チームとする。

【その他】

- (1) 入場券は参加団体へ配布し、関係者へ販売して頂きます。（当日残券回収、後日振込予定。）
- (2) 出場団体の駐車場について
機材車両（トラック・バン等）、バスについては、駐車場を確保します。
(大会本部が発行する駐車券が必要です。普通車での運搬に関しては、台数制限を設ける場合があります。)
- (3) 出演者席・表彰式について
館内に出演者席を設ける予定ですが、参加団体が多数の場合は充分な席が確保できない可能性もあります。
また、表彰式を行う予定です。
- (4) 写真撮影・ビデオ撮影について
当協会が委託した業者以外は撮影禁止です。記録用のビデオ撮影については、2次案内にてご連絡します。
- (5) プログラムについて
1部 300円（予定） ※出場団体には登録人数+1部を無料でお配りいたします。
- (6) 演技フロアについて
縦20m×横30m（5mポイント）のフロアを予定しております。（詳細については2次案内にて）
- (7) 参加者の氏名、学校名、チーム名及び大会の記録写真をプログラム及びホームページ、当協会での印刷物等に記載する事があります。また、本部への報告書等に使用する場合があります。
当協会と関係のない印刷物等には使用しませんので、ご了承ください。

大会で使用する曲の著作権許諾申請及び録音利用料について（重要）

- ・ 大会参加における著作権は著作権法に基づきこれを遵守して下さい。
 - ・ プロップ等に人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは模写して使う場合は肖像権等の使用許諾が必要です。
 - ・ 使用曲に関する著作権について以下の基準を設けましたので、各団体において責任ある対応をお願いいたします。なお、この基準は音源を利用する参加団体全てに適応されますのでご注意下さい。
また、利用許諾を証明する書類（コピー可）の提出をして頂きますようお願いいたします。
- 販売されている音源（CD）をそのまま使用される場合（原盤使用）は出版社より直接使用許諾を取つて下さい。（承諾書が発行されず、電話等にて口頭で許諾を頂けた場合は、担当者や出版社、許諾の日付を記入した承諾書を自作して下さい。）
- 音源（CD）をCDRなどに録音して使用される場合の手続きは、以下の通り。
1. 日本レコード協会にて、使用する音源の申請を各団体にて行って下さい。
(日本レコード協会ホームページより、「バトントワーリング・マーチングバンド等協議会でのレコード使用について」を参照)
 2. 日本レコード協会が管轄していない楽曲（出版社）もあります。その際は、出版元へ直接、使用許諾申請を行って下さい。

＜手続きの流れ＞

- ① 原盤使用の場合は出版社へ、録音して使用する場合は日本レコード協会へ申請（日本レコード協会が管轄していない曲は出版社へ）
↓
 - ② 許諾がおりた場合、許諾書が発行されます。
(参加申込書と一緒に提出)
↓
 - ③ 演奏利用明細書を参加申込書と一緒に九州協会へ提出
(※録音して使用する場合は、録音利用明細書も一緒に提出)
↓
- ※上記①～③を参加団体にて行って頂く。
↓
- ④ 各団体より回収した「演奏利用明細書・録音利用明細書」を著作権協会に提出。
(大会事務局にて)
↓
 - ⑤ 著作権協会より大会事務局へ録音許諾、大会楽曲使用許諾の報告。

※上記の申請には日数を要しますので、迅速な対応をお願いします。

- 一般社団法人 日本レコード協会
各種制度のご紹介の「音源を利用したい方へ」より
『バトン等競技会、NHK杯コンテスト』を参照
<https://www.riaj.or.jp/f/leg/>

実施規定

《カラーガード部門・パーカッション部門》

1. 参加資格

- (1) 2025年5月16日現在、九州マーチングバンド協会に加盟登録していること。
- (2) 2025年5月16日(金)までに所定の手続きを終えている事。(音源に関する著作権手続きも含む。)
- (3) カラーガード全国大会へ推薦となった場合、下記に開催される全国大会に出場可能な団体。
第9回カラーガード・マーチングパーカッション全国大会(2026年2月1日 群馬県 高崎アリーナ)
※マーチングパーカッション全国大会へ出場希望の団体は、本部に直接の申込になります。
日本マーチングバンド協会ホームページより、所定の手続きを済ませ申込を行なって下さい。
- (4) 団体及び構成メンバーの全国大会への参加は1回とする。
同様に、団体及び構成メンバーの予選への参加は1回とする。
(同時開催のソロ部門、フェスティバル部門への重複参加は可能)
※ゲスト及びセレモニー等の参加はこの限りではない。
※参加メンバーは年間でその団体に所属している事。(短期メンバー補強は不可)

2. 構成と編成

- (1) 構成
★幼保の部・小学生の部・中学生の部・高等学校の部・一般の部★
① 単一、または複数加盟団体による構成。
- (2) 編成
★幼保の部・小学生の部・中学生の部・高等学校の部・一般の部★
① 人数は自由とする

※幼保の部は全九州カラーガード・パーカッションコンテストのみ開催。(全国大会への参加は不可)
※カラーガード全国大会へ出場を希望する団体は、全国大会実施規定の構成、編成にて参加をする事。

3. 演技

- (1) 演技フロアー
① 演技フロアーは縦20m×横30m(5mポイント)とする。
(詳細は2次案内 演技フロアー図にて)
② 演技フロアーへの入場は構成メンバー、登録引率者のみとする。
※正面演技ラインより前方側の使用は、原則として禁止する。
- (2) 入退場
① 演技フロアーへの入場口は実行委員会の指定した扉またはゲートを使用すること。
② 構成メンバーは係りの合図に従って入場し、演奏演技終了後、実行委員会の指定した扉またはゲートよりすみやかに退場すること。
- (3) 計時
計時とは、登録引率者(または登録メンバー)が演奏演技開始の合図として旗を振り下ろした時点から、再度演奏演技終了の合図を出した所までとし、これを演奏演技時間とする。尚、入場開始から30秒以内で旗を振り下ろす事は厳禁とする。
また、演奏開始の合図の旗を振り下ろす前に演奏演技が開始された場合は計時を開始する。同様に終了の合図の旗が振り下ろされた後に演奏演技が行われていた場合は計時を続行する。

※カラーガードに関しては、音源の始まりから終わりを演技時間とするが、音源が流れる前に演技が開始された場合は、その時点から演技時間の計時を始める。

I. 演技時間

幼保、小学生、中学生の部は4分30秒以内、高等学校、一般の部は5分30秒以内とする。

II. 計時時間

- ① 演奏演技時間は、登録引率者、登録メンバーより 1名が演奏演技開始の合図として旗を振り下ろした時点から、再度演奏演技終了の合図として旗を振り下ろした時点までとする。
(カラーガードに関しては前述の通り。)

(4) カラーガードの手具について

- 演技に使用する手具として、フラッグ、ライフル、セイバーのいずれかを使用する事。
(いずれか一つでも可能。)

(5) パーカッションの楽器について

使用できる楽器は打楽器、電子楽器とする。(管楽器の使用は不可。)

また、電源が必要な団体は申請のあった団体にのみ許可する。

(体育館の電源を使用可能。延長コード等は各団体にて準備する事。)

使用の際、下記注意事項を厳守する事。

- ・ 入場セッティング～演技終了後退場までを指定時間以内にできる範囲にする事。
- ・ 入退場を含め、危険の及ぶ行為は厳禁とする。
- ・ 使用機器に不具合が生じた場合、大会実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

※電子楽器使用団体は、入場後のセッティング時間を利用して、電子機器の接続確認を行う事が出来る。

(電源に接続し、音響機器の音が出るかどうかの確認。)

但し練習時間ではないので、接続確認後（音出し確認後）はすみやかに演技の準備に入る事。

また、セッティングに時間がかかり過ぎて、大会進行に支障が出ると判断された場合は、実行委員の指示に従い、すみやかに演技を開始する事。

また、無線等を使用する場合は、大会会場の無線との混線を防止するため、実行委員会の指定する周波数に変更して使用する事。

(電子楽器、電源利用、無線の詳細を器物申請書に記入する事。)

(6) 音響

- ① 音源を使用する団体は、出演者以外に 1名が当日音響ブースに音源を持参し、作動及び停止の合図を行うこと。

- ② 音源はCDとする。

4. 器 物

「器物」とは、バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。

「手具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ、ストロボ、各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

- (1) 手具・器物の搬入搬出はバトンを含め安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出をすること。
なお、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全工程のことをいう。

- (2) 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさでとする。

※規格：1m80cm・1m20cm・1m50cm以内の立方体

ただし規格内の大きさであっても、1m20cmを越える器物の高さの面の上で演奏演技することは禁止する。

①器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。

②器物と繋がっている布は器物としての制限を設けない。

③器物と器物を布で繋ぐことは禁止とする。

④フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

- (3) 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会審査委員長に提出すること。

①化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。

②施設の電源は使用不可。乾電池・モバイルバッテリーの使用を認める。(ポータブル電源は不可。)
使用の際はその安全性が製造メーカーによって保証されているものに限る。

③火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。

※国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。なお、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

※スパンコールやビーズ等衣装の付属品は他の団体の演技の妨げとならないようすること。

- ④乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。

5. 搬入・搬出

(1) 楽器・手具・器物の搬入搬出は、安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出をすること。なお、ここでいう搬入搬出とは、演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程の事をいう。

(2) 参加団体は、登録引率者を事前に申請することができる。申請可能な人数は以下の通り。

ソロ部門・・・1名まで。

チーム部門・・・構成メンバーが10名以下は5名まで、構成メンバーが11名以上は10名まで。

登録引率者は、演技中は演技フロア外の実行委員会が指定する場所にて待機し、演奏演技終了後、搬出を迅速に行う。（登録引率者は演技フロア内での搬入搬出も許可するが、演奏演技時間内の搬入搬出補助は厳禁とする。）

(3) 登録引率者は入場券を購入しなければ客席に入場する事が出来ない。（出演者席への帯同は可。）

《フェスティバル部門》

1. 参加資格、構成、編成、演技、器物、搬入、搬出は各部門の規定に準ずる。

カラーガード、パーカッション、どちらの編成でも参加可能。採点なし、講評のみのフェスティバル部門となります。

《ソロ部門》

1. カラーガード

(1) 演技時間は1分30秒以上～2分30秒以内、曲、振付は自由とする。

（カラーガード部門同様、著作権に関する手続きを必ず済ませる事）

(2) トールフラッグ、ウェポンを使用する。（手具無し不可）。衣装は自由とする。

(3) 出演者以外に1名が当日音響室に音源を持参し作動及び停止の合図を行うこと。

(4) 音源はCDとする。

2. パーカッション（ソロ＆スマールアンサンブル）

(1) 演技時間は1分30秒以上～2分30秒以内、曲は自由とする。

（カラーガード部門同様、著作権に関する手続きを必ず済ませる事）

(2) 譜面台、スタンド、キャリアーの使用は自由とする。また、衣装は自由とする。

(3) 大会の1週間前までに、使用曲の楽譜のコピーを大会事務局に提出する事。

また、楽譜にギミック等の特殊奏法がある場合は、説明書きも付け加えておく事。
市販曲、自作曲を問わず、参加者全員が提出する事。

(4) 使用楽器について、ソロはSD、TD、音盤打楽器とする。

スマールアンサンブル（数名による演奏）はSD、TD、BD、Cym、音盤打楽器、
及びこれらのMixとする。（Mixの時はDrumSet、Timp等の通常打楽器使用可）

参加者が多数の場合は、公演時間の関係上、団体毎に人数制限を設ける可能性があります。

《全部門共通》

6. 審査審判

(1) 審査員、審判員、審査内容等の詳細は2次案内にて通知する。

7. 罰則

(1) 違反失格

①『2. 構成と編成』規定に反した場合。

(2) 審査対象外

①『1. 参加資格』規定に反した場合。

(3) 注意または警告

①『3. 演技』、『4. 手具・器物・特殊効果』、『5. 搬入・搬出』、

『9. その他』規定に反した場合。

②大会実行委員会の指示に従わなかった場合。

③他の参加団体に迷惑となる行為のあった場合。

④非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。

※具体的な警告例

・故意にフロアを傷付けるような行為、演技があった団体

・適切なゴミ処理が出来なかった団体

・座席の占有等、他の団体に迷惑となる行為があつた団体

※上記に該当した団体には、審査委員長及び実行委員長より注意書、警告書を提示する。

注意、警告を受けた団体は、内容により次回大会の出場資格、全国大会への推薦資格、特別賞の受賞資格を失う事もある。

(4) 減点

①タイムオーバーについては、5秒以上超過した場合は1点減点とし、以後5秒毎に1点減点する。

なお事故発生によるタイムオーバーは適用しない。(各審査員の点数より減点する。)

8. 成績・成績判定・表彰

(1) 審査は各審査員が100点法で採点する。

原則として、審査員の平均点の85点以上を金賞・75点以上を銀賞・75点未満を銅賞とする。

(平均点は、小数点第2位を四捨五入する)

①全団体の演技演奏終了後に各団体の得点を席次点に換算する。

②席次点合計の少ないものを上位とし順位を決定する。

③席次点が同点の場合は合計点で順位を決定する。

合計点も同点の場合は、審査員全員の投票により上位を決定する。

④フェスティバル部門に関しては採点を行わず、審査員の講評(コメント)のみとする。

⑤全国大会へ推薦する団体には点数に関わらず、金賞を授与する。

(2) 審査委員長を1名とし、審査全般の最終確認を行うとともに審査審判を円滑に遂行する。

(3) 審判員は違反と判断した場合は、大会会長、審査委員長に報告し、協議の上、最終判断する。

(4) 全九州カラーガードコンテスト、パーカッションコンテストにおいて、各部門の各編成別に最優秀賞、審査員特別賞を授与する。ただし、参加団体が少ない部門や編成もあるので、賞の授与は下記のようとする。

*参加団体が1団体の場合、審査員特別賞のみを授与する。

ただし、審査員特別賞に該当するかどうかは審査員の投票により決定する。

(審査員特別賞に該当しない場合もある)

*参加団体が2~3団体の場合、最上位の団体に最優秀賞を与え、

残りの団体の中より審査員特別賞を与える。

ただし、審査員特別賞に該当するかどうかは審査員の投票により決定する。

(審査員特別賞に該当しない場合もある)

*参加団体が4団体以上の場合、最上位の団体に最優秀賞を与え、
残りの団体の中より審査員の投票にて審査員特別賞を与える。

※審査員特別賞の投票結果が同数の場合、上位の団体に審査員特別賞を与える。

※フェスティバル部門に関しては、最優秀賞、審査員特別賞では無く、参加する全ての団体に
優秀賞を与える。

※カラーガード部門に関しては、普及発展の為、「カラーガード全国大会九州予選」に出場して
いる団体と「全九州カラーガードコンテスト」に出場している団体を合わせた中から、各編成
別に最優秀賞、審査員特別賞を選出する。(順位決定は前述の通り)

(5) 全国大会への推薦について

カラーガード全国大会九州予選に出場の団体の中より、特に優れた団体を九州代表として全国大会へ
推薦する。(推薦状及びトロフィを授与する。) **推薦団体数については2次案内にて発表する。**
(編成毎の参加団体数による比例配分とする。ただし、参加がない編成の推薦枠は設けない。)

※「マーチングパーカッション全国大会」へ出場希望の団体は、本部に直接申込になります。
日本マーチングバンド協会HPより、所定の手続きを済ませ申込を行なって下さい。

9. その他

- (1) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。
- (2) 出場団体は参加費を納入する。
- (3) 納入された参加費は返却しない。
- (4) フロアーに入場できる人数は登録人数内とし、人数内のメンバーの変更は認める。
- (5) 音楽著作権料(大会時の楽曲利用料、録音利用料)については九州支部負担とする。申請については大会事務局にて一括して行うが、利用料が著しく高額な曲に関しては、該当曲使用団体から著作権料を徴収する場合がある。
- (6) 出演順は実行委員会において代理抽選にて決定する。
- (7) 器物の搬入は指定した通路を使用し、全ての出演者(手具・器物を含む)は定められた場所で待機すること。また、リハーサルルーム及び入場口についても実行委員会が指定する。
- (8) 残留器物については器物(楽器・搬入器物→残留不可)と落下物(帽子・靴・スティック等→故意でないものは残留物としない)に区別して審査委員長が判断する。また、スパンコールやビーズ等衣裳の付属品については演技演奏の妨げとならないように留意すること。
- (9) 審査要領(審査項目・審査用紙・審判用紙など)は別に定める。
- (10) 本規定の主旨を変更することなく、実行委員会において字句の加除訂正を行う事が出来る。
- (11) 使用する会場のフロアーや施設を傷付けないよう、使用する楽器や器物の車輪、手具等の
演技内容について注意する事。

※全九州カラーガード・パーカッションコンテストのフェスティバル部門において、過去
に九州協会主催の大会に参加経験のない新規参加団体(春季大会、秋季大会、冬季大会に
参加したことのない団体)には、その団体が所属している県より指導者の派遣を要請す
る事が出来る。指導者の派遣に関わる費用(交通費、謝礼等)は九州支部が負担する。

(1団体につき1回限り、最大5団体まで。申込多数の場合は抽選。)

緊急対策

1. 目的

九州大会における会場管理の安全を期し、以て不測の事態による人的災害を最小限に軽減するために以下の緊急時対策をとる。

2. 予防体制

- ① 各担当者は、それぞれのポジション内の整理については、特に注意し、不必要なものは置かないようとする。
- ② 入場開始1時間前に、役員及び係員全員で、消防器所在などの会場内事情を確認するとともに不審物、危険物の有無の点検を徹底的に行う。多少でも疑わしきものがあった場合には、大会本部に各担当責任者を通じ連絡すること。
- ③ 開会30分前に再度確認する。

3. 緊急事態発生の場合

① 火災発生の場合

- ア. 火災発生の発見者は、直ちに初期消火体制をとるとともに、臨席の消防官・警察官に通報、また、各担当責任者に連絡すること。
- イ. 各担当責任者は、大会本部に通報し、大会本部は消防署に通報する。
- ウ. 臨席の消防官または警察官の指示は、各担当者が受け本部に連絡する。
- エ. 初期消火については、会場内所定の消火器の操作要領を、各担当責任者が関係係員に確認しておくこと。
- オ. 来場者の避難誘導については、大会本部からの連絡（放送）により、来場者を混乱させることなく、あらかじめ定めた通路を使って誘導を行う。

② 地震の場合

- ア. 来場者に対して、まず冷静に対処することを放送・ハンドマイクなどで呼びかけ、本部の状況判断を待ち、避難を要する場合は各出入口を使って館外に誘導を行う。
- 誘導にあたっては、各担当責任者、臨席の消防官・警察官の指示を受ける。

③ けが人・病人発生の場合

- ア. けが人・病人が発生した場合には、各担当者を通じて大会本部に通報し、その指示を受け、救護係員の到着を待つこと。
- イ. 各担当者は本部に通報する。
- ウ. 大会本部は、救護班に待機場所を通報し、必要がある場合は、大会本部より救急車の出動を要請する。
- エ. 救護所は、医務室に設置する。